

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 23 年 3 月 18 日・東京都規則第 38 号

1 概要

(1) 改正理由

平成 23 年第一回東京都議会定例会において可決された都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（以下「一部改正条例」という。）の施行に伴い、必要な事項について定めるほか、規定を整備する必要がある（(2)ア関係）。

また、特定事業者ごとに異なる計画期間となっている自動車環境管理計画書について、全ての特定事業者に対し、一定の期間内における自動車をもたらす環境への負荷を、当該期間に共通の方針に基づき低減させるため、当該計画期間に係る規定を改めるとともに、特定事業者の計画書作成の事務負担を低減するため、自動車環境管理計画書の提出期限に係る規定を改める必要がある（(2)イ関係）。

(2) 改正内容

ア 一部改正条例関係

(ア) 口座管理者の登録等（第 4 条の 21 の 5）

指定管理口座の口座名義人等に代わって口座管理者が行うことのできる申請として、一部改正条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「新条例」という。）第 5 条の 23 の 2 に規定する削減量口座簿記録事項証明書の交付申請を追加

(イ) 一般管理口座の更新（第 4 条の 21 の 5 の 2、第 1 号様式の 18 の 6 の 2）

一般管理口座の更新について、新条例第 5 条の 21 の 2 第 1 項に規定する規則で定める期間、更新申請の様式等について規定

(ウ) 管理口座の廃止（第 4 条の 21 の 6）

知事が管理口座の廃止通知を行う時として、新条例第 5 条の 21 の 2 の規定に基づき管理口座を廃止したときを加える。

(エ) 添付書類（第4条の21の17）

新条例の施行に伴い、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）（以下「旧規則」という。）第4条の21の17に規定する添付書類が必要な申請書として一般管理口座更新申請書及び削減量口座簿記録事項証明書交付申請書を加える。

(カ) 管理口座に記録されている事項の証明の申請（第4条の21の20、第1号様式の18の18、第1号様式の18の19）

管理口座に記録されている事項のうち、証明の対象となる事項及び当該証明の申請のための様式を規定

(キ) 削減量口座簿に係る手数料（第4条の21の21、第1号様式の18の20）

削減量口座簿に係る手数料を減免することができる場合の基準等、当該減免のために必要な事項を規定

(ク) 措置命令があった日の属する削減義務期間（第5条の4の2）

充当記録の対象となる算定排出削減量について、削減義務期間の変更があった場合にあっては、命令があった日以前の直近の削減義務期間における算定排出削減量とする旨の規定整備

(ク) 経過措置（附則第2項）

平成27年度末までの経過措置として、この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第4条の21の21第2項の規定により手数料を減免することができる場合の基準について、中小企業基本法に規定する中小企業者のうち、一定の要件を満たす者からの申請があるとき等を加える。

イ 自動車環境管理計画書関係

(ア) 計画書の計画期間（第16条第2項）

(改正前) 特定事業者に該当することとなった日の属する年度から5年ごとの期間

(改正後) 平成23年度から始まる5箇年度ごとの期間（以下「自動車環境管理期間」という。）のうち、特定事業者に該当することとなった日の属する年度から自動車環境管理期間の終了年度（自動車環境管理期間の開始日前に既に特定事業者に該当している場合は、当該自動車環境管理期間）まで

(イ) 計画書の提出期限（第 16 条第 3 項）

（改正前） 特定事業者に該当することとなった日から 60 日以内

（改正後） 特定事業者に該当することとなった日から 3 月以内（計画期間の満了に伴い、次の計画期間の自動車環境管理計画書を提出する場合にあっては、新たな計画期間の最初の年度の 6 月末日まで）

(ウ) 経過措置（附則第 3 項から第 5 項まで）

- ① 平成 23 年 4 月 1 日前に提出された自動車環境管理計画書の計画期間について平成 22 年度をもって満了したこととする旨を規定
- ② 特定事業者該当日が平成 23 年 1 月 31 日前の特定事業者が平成 23 年 4 月 1 日以後に提出する特定事業者該当日を含む年度から 5 年間を計画期間とした自動車環境管理計画書の計画期間を平成 22 年度をもって満了するものとし、当該自動車環境管理計画書の提出については、新規則施行後もなお従前の例によることを規定
- ③ 平成 23 年 4 月 1 日前に旧規則第 16 条第 2 項に規定する自動車環境管理計画書を提出していない特定事業者のうち、特定事業者該当日が平成 23 年 1 月 31 日以後の特定事業者が平成 23 年 4 月 1 日以後に提出する自動車環境管理計画書の計画期間について規定

2 施行日

平成 23 年 4 月 1 日

3 問合せ先

(1) 1 (2) アについて

環境局都市地球環境部総量削減課排出量取引係

直通 03-5388-3465

内線 42-171

(2) 1 (2) イについて

環境局自動車公害対策部規制課調整係

直通 03-5388-3461

内線 42-551